

鹿児島県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）

（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

1 背景及び目的

本県の野生鳥獣による農林業被害金額は、令和7年度においてシカが約8千5百万円、イノシシが約1億9千万円と、両鳥獣で農林業被害金額全体の約8割を占めている。

県では令和4年4月に策定した第二種特定鳥獣管理計画（シカ・イノシシ）に基づき、捕獲・被害防止対策等の各種施策を推進することで、第二種特定鳥獣管理計画の目標である生息密度の低減（シカ）と農林業被害額の低減（イノシシ）を図ることとしている。

第二種特定鳥獣管理計画の目標達成に資するため、さらなる捕獲対策の強化が必要となっており、既存の狩猟や市町村による有害鳥獣捕獲に加えて、県が主体となり指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

わなによるニホンジカ捕獲

実施区域	実 施 期 間
北薩地域、姶良・伊佐地域、熊毛地域	令和8年10月上旬～令和9年3月下旬 （うち、捕獲作業を行う期間） （令和8年11月上旬～令和9年2月下旬）

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
北薩地域	さつま町 ・大口鶴田鳥獣保護区（町有林及び国有林）	生息密度が高く、農林業被害が多く、集中的な捕獲が必要なため。	森林法、自然公園法、国有林野管理規程等
姶良・伊佐地域	霧島市 ・県民の森鳥獣保護区（旧溝辺町）及び周辺国有林 ・霧島大窪国有林 【効果的捕獲促進事業：技術実証】		
熊毛地域	屋久島町 ・旭牧場（町営）及び周辺の採草地等		

	・鍋山林道及び小瀬田林道 (国有林)		
--	-----------------------	--	--

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	捕獲目標頭数
北薩地域、姶良・伊佐地域、熊毛地域	170 頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

①使用する猟法と規模

- ・わな猟（止めさしに限り銃を使用する場合がある）
北薩地域、姶良・伊佐地域、熊毛地域
ただし、関係者から意見があった場合は銃を使用しない。
なお、捕獲個体については、回収を行い、埋設や自家消費等により適切に処理する。
1 市 2 町、5 箇所、各箇所 120 人日程度（2 人/1 日×60 日間）

②作業手順

ア 事前調査の実施

事業の受託者は、現地調査、聞き取り調査等により①捕獲等に関する法規制の確認、②安全かつ効率的な捕獲方法の選定、③安全確保のために必要な作業の抽出（地元調整を含む）を実施する。

イ 業務計画書の作成

受託者は、発注された仕様書と事前調査結果を基に業務計画書を作成する。業務計画書の記載項目は以下のとおり。

【記載項目】

業務の概要、業務の実施位置及び方法、業務において使用する機材、申請及び協議計画、安全管理計画、緊急時の連絡体制、工程計画。

ウ 捕獲作業の実施

受託者は、業務計画書に沿って捕獲作業を実施する。作業開始前にはミーティングを行い、作業内容、捕獲従事者間の連絡体制及び県への報告項目等を確認する。

また、捕獲作業は原則として2人以上で行い、作業終了後は、捕獲個体の運搬、確認、報告及び処分を適切に行う。

エ 業務内容のとりまとめ

捕獲業務終了後、受託者は業務計画書に沿って、捕獲情報を整理し、事業完了後は、業務報告書を県に提出する。

オ 評価

県は、事業の受託者から捕獲に係る各種記録を収集し、鹿児島県特定鳥獣保護管理検討委員会の意見も踏まえ事業の評価を行う。

(2) 捕獲した鳥獣の放置並びに夜間銃猟に関する事項

全ての市町で該当無し。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【事業主体】

鹿児島県

【実施形態】

委託

【想定される委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者

【実施体制】

委託者及び受託者は、関係者との事前調整を十分に行い、安全かつ効率的な業務遂行に努める。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・ 委託者及び受託者は、実施前に事業内容に関係者に対し周知を図る。
- ・ 受託者は、事業実施区域に注意喚起看板を設置し、必要に応じて立入規制措置を行う事で住民の安全を確保する。
- ・ 自然観察会の散策コース等、地元住民以外が頻繁に入林する可能性が高い場合は、わなの設置を避ける等の配慮を行う。
- ・ 捕獲実施期間中は、原則毎日の見回りを徹底する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

- ・ 受託者は、捕獲従事者の証明となる従事者証を常に携帯する。
- ・ 墓地や社寺境内など人の出入りの多い場所には、わなを設置しない。
- ・ 銃器を使用する際は、発砲回数を最小限にし、静穏の保持に努める。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業において遵守しなければならない事項

- ・ 鳥獣保護管理法、銃刀法、火薬類取締法、森林法、自然公園法、電波法、国有林野管理規程等の関係法令の遵守。

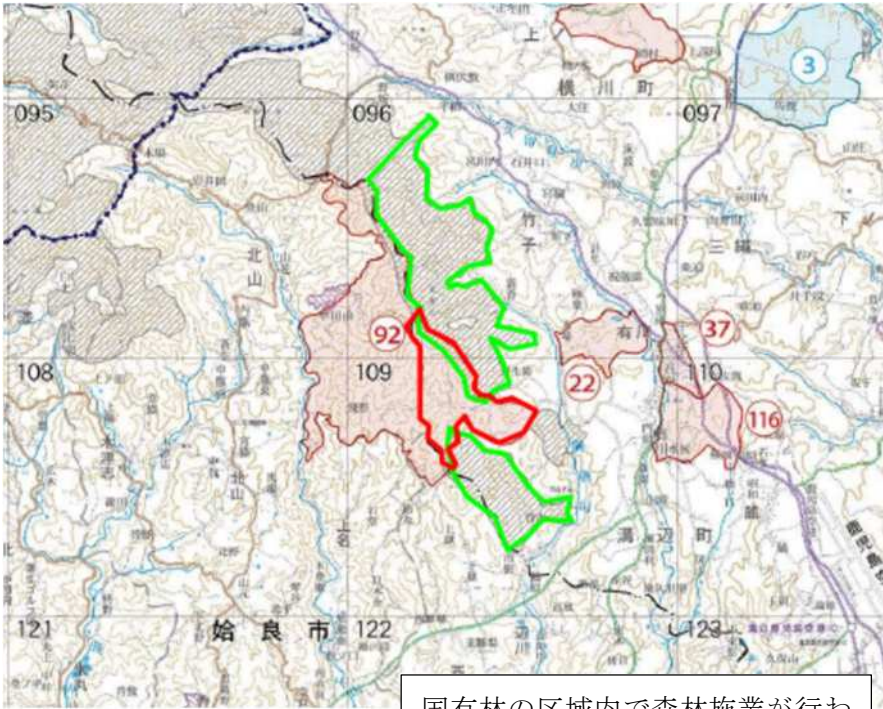
(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項

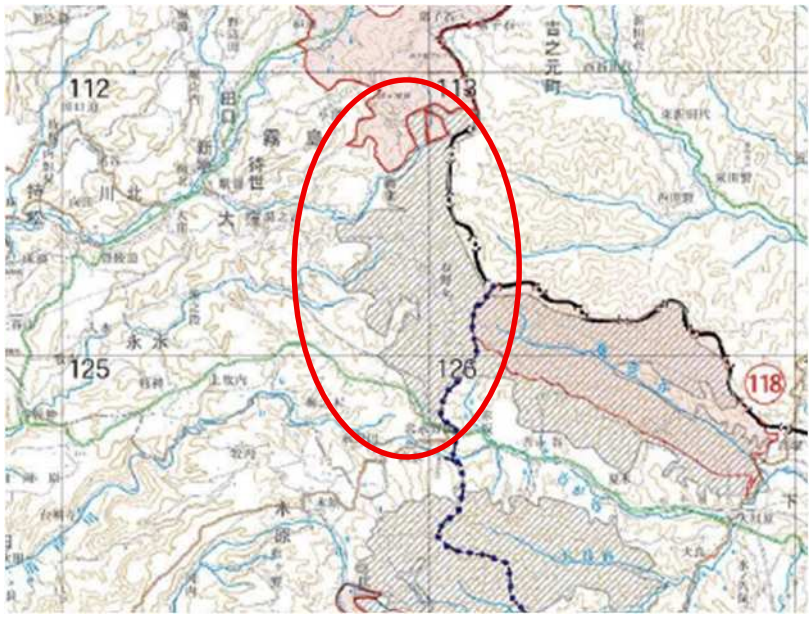
- ・ わな設置の際は、わな本体及び周辺部の見やすい場所に標識を設置する。
- ・ 埋却処分を行う際には、水源等への影響が無いように配慮する。

(3) 地域社会への配慮

- ・ 市町村等の関係機関に対して、捕獲の結果と評価を示し、本事業の必要性について理解を求める。
- ・ 本県において、死亡した野生イノシシから豚熱が検出されていることから、当該事業におけるウイルス蔓延防止のため、捕獲後の個体の処理方法に関して、実施事業者や関係機関との十分な協議を行うとともに、捕獲作業中及び作業後の消毒の実施などを徹底する。

【実施区域図 ニホンジカ】

実施区域	位置図
1 さつま 町：大口 鶴田鳥獣 保護区 指定管理 鳥獣捕獲 等事業 わな猟	位置図  大口鶴田鳥獣保護区 指定管理鳥獣捕獲等事業（赤枠内）：くくりわな 森林施業区域（黄色部分） 国有林の区域内で森林施業が行われる場合は捕獲区域から除く。 凡例 ○ 実施区域の範囲 ○ 鳥獣保護区 ○ 国有林 0 400m
2 霧島市： 県民の森 鳥獣保護 区（旧溝 辺町）及 び周辺国 有林 指定管理 鳥獣捕獲 等事業 わな猟	 国有林の区域内で森林施業が行われる場合は捕獲区域から除く。

3	霧島市：霧島大窪国有林 効果的捕獲促進事業 IoT カメラ及びくくりわな	
4	屋久島町：旭牧場（町営）及び周辺の採草地 指定管理鳥獣捕獲等事業 わな猟	

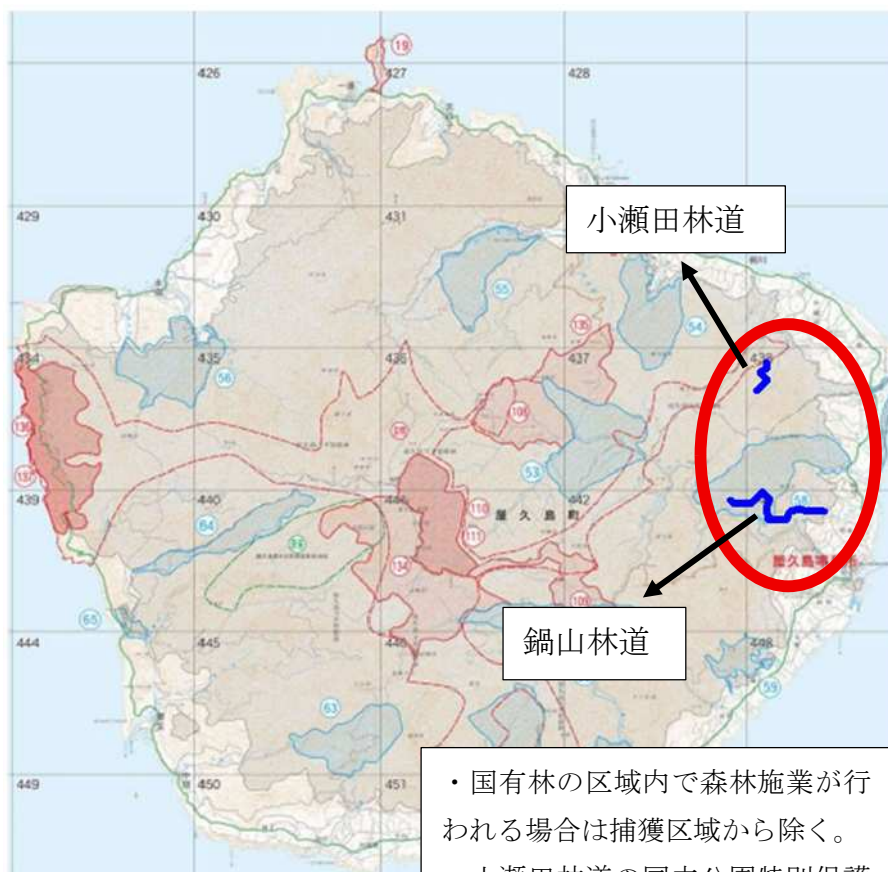
5

屋久島町：

鍋山林道
及び小瀬
田林道（国
有林）

指定管理
鳥獣捕獲
等事業

わな猟



- ・ 国有林の区域内で森林施業が行われる場合は捕獲区域から除く。
- ・ 小瀬田林道の国立公園特別保護地区及び史跡名勝天然記念物指定区域は捕獲区域から除く。